

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年9月27日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年10月19日から同年11月8日まで縦覧に供する。

令和4年10月7日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大辻北地区	三豊市農政部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 南丘地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 白谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 亀田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西ノ谷地区	〃